中央監視制御装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

１．評価対象設備機材

評価対象とした中央監視制御装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

中央監視制御装置
種類(1)簡易形監視制御装置
種類(2)監視制御装置

２．　評価内容

（１）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
（２）適切な品質管理・製造管理が行われている。
（３）納入体制が整備されている。
（４）アフターサービス体制が整備されている。

無断複製・無断転載禁止　一般社団法人 公共建築協会